

県職員の給与と人事委員会勧告

平成28年10月

島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、

- ・生計費
- ・国及び他の地方公共団体の職員の給与
- ・民間事業の従業員の給与
- ・その他の事情

を考慮して定められなければなりません。

(地方公務員法第24条第2項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。

この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

(給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

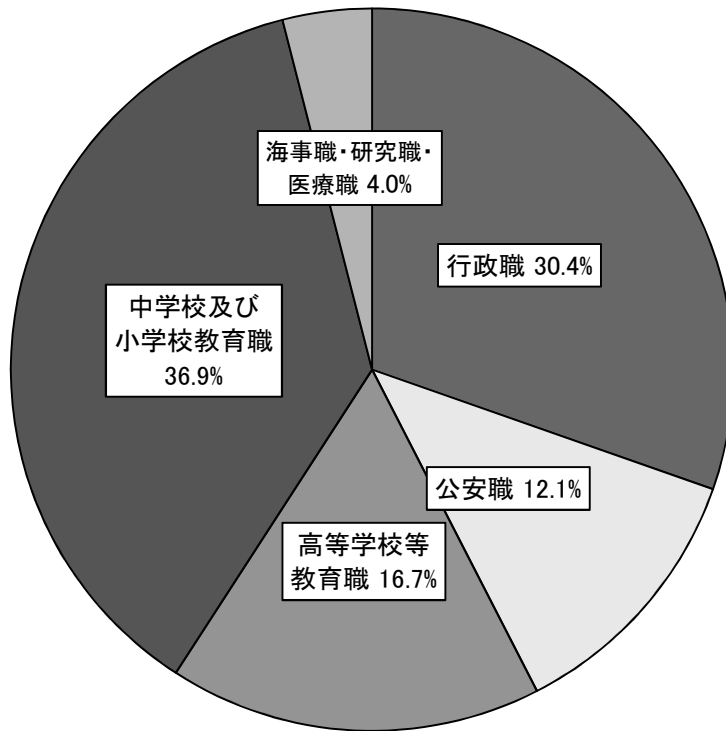
(地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

平成28年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,418人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,774人で全体の30.4%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,648人(全体の53.5%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,498人(全体の12.1%)となっています。

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

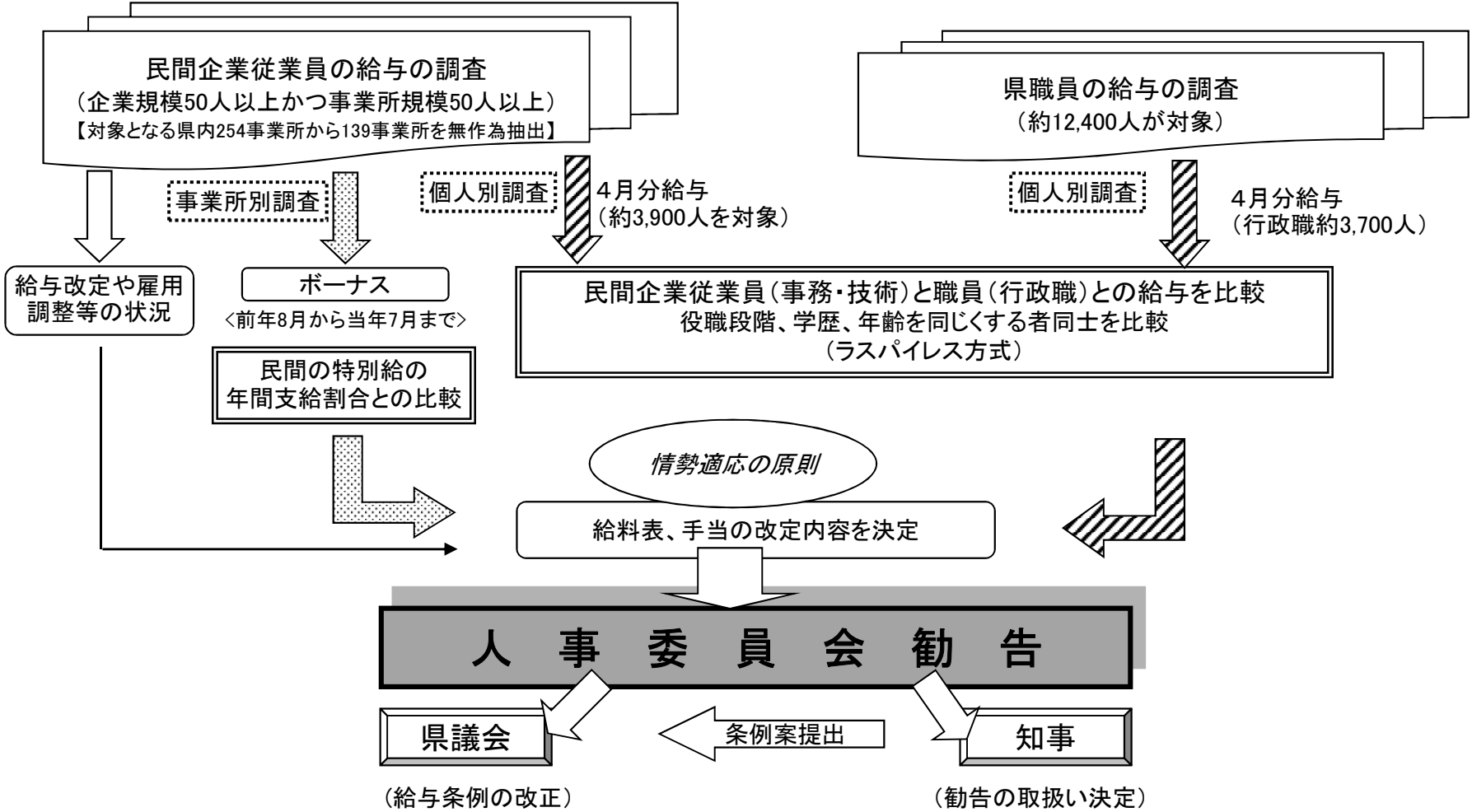


給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,774
公安職給料表	警察官	1,498
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	46
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	244
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	40
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	94
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	74
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,069
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,579
計		12,418

※上記職員の外に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員が1,144人在職している。

人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間の給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕		
年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕		
年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

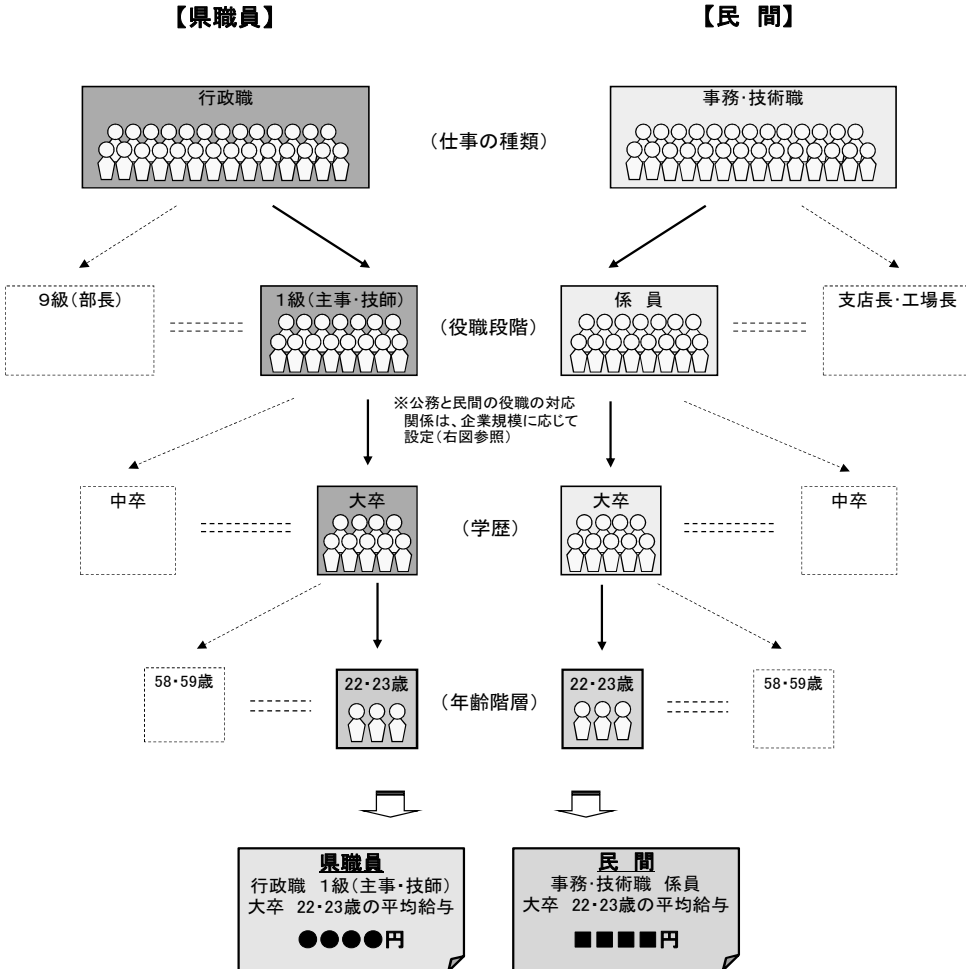
A社もB社も
同じ人員構成
として比較

〔 A社の人員構成に合わせた場合の B社の賃金 〕		
年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出

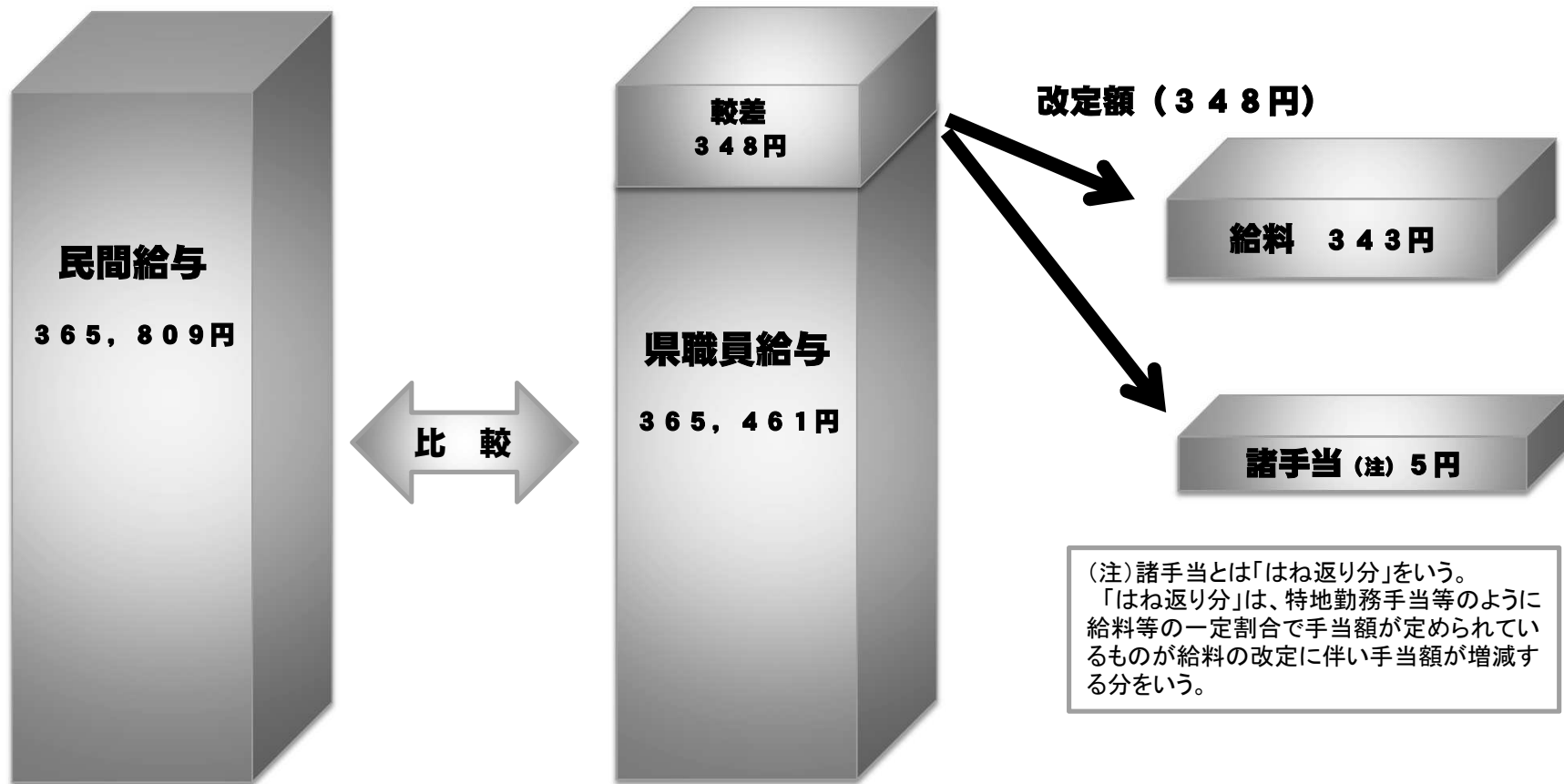


2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

職級	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
1級 主事・技師	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	係員	係員	係員
2級 主任主事 主任技師	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	主任	主任	主任
3級 主任	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	係長	係長	係長
4級 企画員	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	係長	課長代理	課長代理
5級 グループリーダー	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	課長代理	課長	課長
6級 課長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	課長代理	課長	支店長・工場長 部長 部次長
7級 課長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
8級 次長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	課長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
9級 部長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長	支店長・工場長 部長 部次長
上記の総額(A)÷県職員総数=365,461円(a)			上記の総額(B)÷県職員総数=365,809円(b)		
比較					
県職員給与と民間給与との較差(b-a)=348円(0.10%)					

民間給与との較差に基づく給与改定

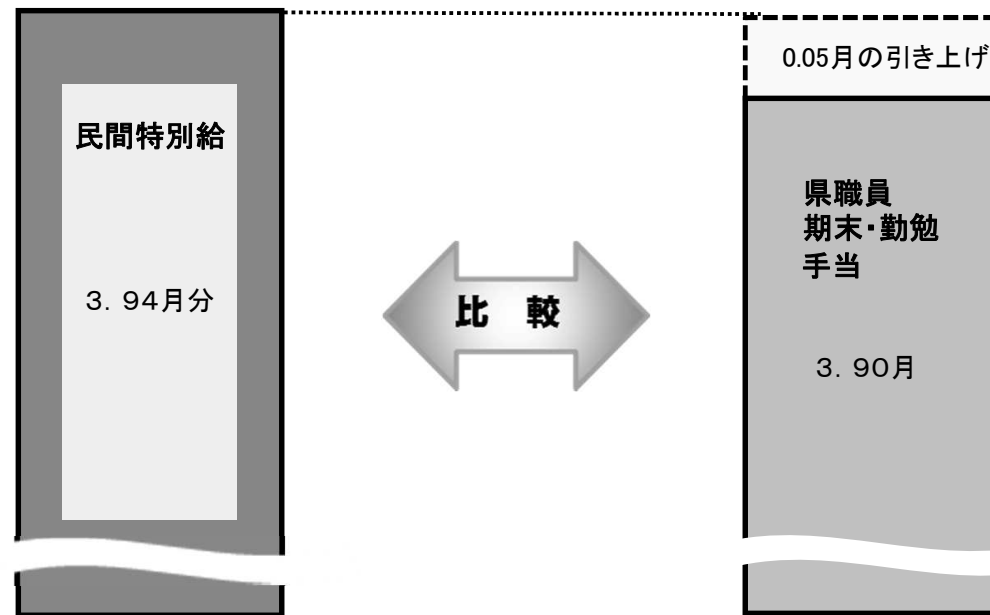
県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



特別給(ボーナス)の改定

県職員の期末・勤勉手当の支給月数を県内民間事業所の特別給の支給割合と均衡させるため引き上げることとしました。引上げに当たっては、勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとしました。

特別給のイメージ図



県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	改定前		改定後		年間給与の差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし(独身者)	194,436	3,092	195,809	3,123	31
主任	30歳	配偶者	253,428	4,057	254,669	4,090	33
	35歳	配偶者・子1人	304,713	4,871	305,219	4,894	23
企画員	40歳	配偶者・子2人	364,251	5,885	364,418	5,906	21
	45歳	配偶者・子2人	389,914	6,303	390,063	6,325	22
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	420,879	6,798	421,010	6,821	23
課長	55歳	配偶者・子1人	489,695	7,728	489,813	7,753	25
部長	58歳	配偶者	630,057	10,350	630,113	10,387	37

(注) 1 給与月額は、給料(経過措置額を含まない)、扶養手当、管理職手当を基礎に算出
 2 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、月例給、期末・勤勉手当ともに3年連続の引上げとなります。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円
平成22年	△0.26%	3.85月	△0.05月	△3.5万円
平成23年(注3)	△1.95%	3.70月	△0.15月	△17.6万円
平成24年	1.15%	3.70月	—	6.8万円
平成25年	勧告なし	3.70月	—	—
平成26年	0.25%	3.80月	0.10月	5.2万円
平成27年	0.27%(注4)	3.90月	0.10月	5.3万円
平成28年	0.10%	3.95月	0.05月	2.4万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。

(注3)実施は平成24年4月1日である。

(注4)水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり。

扶養手当の見直し

見直しのポイント

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額
 子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
 本庁部長級（行政職給料表9級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給
 本庁次長級（行政職給料表8級相当）の職員には、3,500円支給

〈現行〉

〈見直し後〉

